

社会福祉法人報恩会 ラグナケア荒田 短期入所生活介護運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人報恩会が開設する ラグナケア荒田 指定短期入所生活介護事業者（以下「事業者」という。）が行う指定短期入所生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保する為に人員及び管理運営に関する事項を定め、事業者の生活相談員又は看護職員、介護職員等の従事者（以下「短期入所生活介護従業者」という）が、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定短期入所生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業者の介護従業者は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことの出来るよう、入浴・排泄・食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業者の名称)

第3条 事業を行う事業者の名称及所在地は次のとおりとする。

- 1 名称； ラグナケア荒田
- 2 所在地； 神戸市兵庫区荒田町3丁目75・10

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業者に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

① 管理者 1名

管理者の職務；管理者は、本事業者に勤務する従業者の管理、本事業者の利用の申込みに係る調整、業務状況の把握、その他の管理を行うとともに、従業者にこの規程を遵守させる為に必要な指揮命令を行う。

② サービス提供者

職 種	人数	職務内容
生活相談員	1名	・利用申込者の事前面接調査、相談業務に関すること ・利用者の送迎計画・体制の実施 短期入所生活介護計画の作成
管理栄養士	1名	・給食管理、利用者の栄養指導に従事する。
看護師 (兼務)	1名	・利用者の救急安全に関すること ・利用者の健康管理に関すること ・日常動作訓練の指導に関すること ・衛生材料の保管、使用に関すること ・協力医との連絡調整に関すること
介護職員	10名	・介護プログラムの企画・実施に関すること ・食事・入浴・排泄・送迎介助等の業務に関すること ・消耗品の保管、使用に関すること
医師	1名 (嘱託 医)	・利用者の診療及び施設の保健衛生の管理指導に従事する。

(利用定員)

第5条 利用定員は次のとおりとする。

利用定員 20名 (Aユニット11名・Bユニット9名)

空床利用型 特別養護老人ホームの定員20名以内 (Aユニット11名・Bユニット9名)

(指定短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額)

第6条 事業者は、利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図る為に、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者を対象に、指定短期入所生活介護を提供する。

2 事業者は、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定短期入所生活介護の提供開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努める。

第7条 指定短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。

(厚生労働大臣が定める基準(＝介護報酬告示)は、利用者の見やすい場所に掲示する。)

2 事業者は、前項の支払いを受ける額の他、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けるものとする。

① 通常の実施地域外の送迎に要する費用(厚生労働大臣が別に定める場合を除く)。

※送迎に要した費用相当額を徴収する。

② 居住費(ユニット型個室)

1日あたりの 居住費	個室 3,000円
---------------	--------------

※2ユニット20名。

収入区分により、負担上限額があります。

対象者	滞在費
利用者負担 第1段階	880円/1日
利用者負担 第2段階	880円/1日
利用者負担 第3段階	1,370円/1日
上記以外の方	3,000円/1日

③ 食費(食材料費+調理コスト相当)

利用者負担額	1日あたり	朝	昼・おやつ	夕
	1,760円	350円	760円	650円

収入区分により、負担上限額があります。

対象者	上限となる食事代金
利用者負担第1段階	300円/1日
利用者負担第2段階	600円/1日
利用者負担第3段階①	1,000円/1日
利用者負担第3段階②	1,300円/1日
上記以外の方	1,760円/1日

④ 理美容代金

⑤ 前各号に掲げるもののほか、指定短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用。

3 事業者は、前号の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又は、その家族に対

し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ることとする。

(通常の送迎の実施地域)

第8条 通常の送迎の実施区域は、神戸市兵庫区・中央区・長田区及び灘区・須磨区・北区の一部
※上記以外の地域への送迎については協議の上判断いたします。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第9条 利用者とその家族は、指定短期入所生活介護の利用にあたっては、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を職員に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるように留意する。

(緊急時における対処方法)

第10条 事業者の従業者は、利用者が短期生活介護利用中、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、すみやかに主治の医師又は、あらかじめ事業者が定めた協力病院への連絡を行う等の措置を講ずるとともに、管理者に通告しなければならない。

2 利用者に対する指定短期入所生活介護の提供により賠償すべき事項が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(虐待の防止)

第11条 施設は、入居者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

① 虐待の防止のための対策を検討する虐待防止検討委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を設置し、定期的を開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を行う。また、その責任者は管理者とする。

② 虐待防止の指針を整備し、必要に応じ見直しを行う。

③ 全ての職員に対し、虐待防止のための研修を定期的に（1年に1回以上）実施する。

④ 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、責任者は速やかに市町村等関係者に報告を行い、事実確認のために協力する。また、当該事案の発生の原因と再発防止策について、速やかに虐待防止検討委員会にて協議し、その内容について、職員に周知するとともに、市町村等関係者に報告を行い、再発防止に努める。

⑤ 上記の措置を適切に実施するための責任者を置く。

(災害・非常時への対応)

第12条 施設には、消火設備・非常放送用設備等、災害非常時に備えて必要な設備を設ける。

2 施設は、非常災害時においては、入居者の安全第一を優先し、迅速適切な対応に努める。

3 非常災害その他緊急の事態に備えて、防災及び避難に関する計画を作成し、入居者及び職員に対し周知徹底を図るため、年2回以上避難、その他必要な研修及び訓練等を実施する。

4 施設は、前項に規定する訓練の実施にあたって、地域住民、消防関係者の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

5 平常時の対応（必要品の備蓄など）、緊急時の対応、他施設及び地域との連携に関する業務継続計画を策定する

(入居者の処遇)

第13条 施設は、入居者の処遇に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為（以下、「身体拘束等」という。）を行わない。

2 施設は、身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

3 身体的拘束適正化検討委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を独立して設置し、3月に1回以上開催するとともに、その結果を職員に周知する。また、身体拘束廃止に関する指針を作成するほか、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に（年2回以上）開催し、新規採用時にも必ず身体的拘束等の適正化の研修を実施する。

(衛生管理)

第14条 施設は、入居者の利用する設備や飲用水について衛生管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるものとする。

① 調理及び配膳に伴う衛生は、食品衛生法等関係法規に準じて行われなければならない。なお、食事の提供に使用する食器等の消毒も適正に行うこと。

② 水道法の適用されない小規模の水道についても、市営水道、専用水道等の場合と同様、水質検査、塩素消毒法等衛生上必要な措置を講ずること。

③ 常に施設内外を清潔に保つように努めること。

④ 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに常に密接な連携を保つこと。

⑤ 特にインフルエンザ対策等、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知等が発出されているので、これに基づき、適切な措置を講ずること。

⑥ 空調設備等により施設内の適温の確保に努めること。

2 入居者は施設・設備の清潔、整頓、その他環境衛生の保持を心掛け、また、施設に協力するものとする。

(感染症対策)

第15条 施設において、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講ずるものとする。

① 施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的（概ね3月に1回以上）に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に対し、周知徹底を図る。

② 施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

③ 施設において、介護職員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防並びにまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に（年1回以上）実施する。

④ 前各号に掲げるもののほか、別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行う。

⑤ 平時からの備え（備蓄品の確保など）、初動対応、感染拡大防止体制の確立に関する業務継続計画を策定する。

(苦情処理)

第 16 条 提供した指定短期入所生活介護に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、相談窓口等を設置し、苦情の内容を配慮して必要な措置を講ずるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第 17 条 事業者は、従業者の資質向上を図る為の研修の機会を設け設けるものとし、また、業務体制を整備する。

①採用時研修 採用後 1 か月以内

②継続研修 年 1 回

2.従業員は業務上知り得た要介護者又はその家族の秘密を保持する。

3.従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。

4.この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人と事業者の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(附 則)

この規程は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から一部改正する。

この規程は、令和 6 年 8 月 1 日から一部改正する。

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から一部改正する。

